

防府市商店街等街路灯電気料補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地にある商店街等の街路灯が、商店街等のイメージアップにつながるとともに、防犯及び交通安全に効果を上げ、市民生活の安心・安全が図られることをかんがみ、当該街路灯の電気料に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 防府市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）に定める区域をいう。
- (2) 商店街等 天神商店街、天神町銀座商店街、栄町商店街、車塚商店街、駅通商店街又は中心市街地内の連鎖区域内において商店の70パーセント以上の事業者が加入する商店区域振興を目的とした組織として市長が適当と認めた団体をいう。
- (3) 街路灯 商店街等が維持管理し電気料を負担している街路のための照明施設及びアーケードに附帯する照明施設をいう。
- (4) 電気料 商店街等が街路灯の電気料として負担している額から当該商店街等以外の団体等が負担している街路灯の電気料の額を控除した額をいう。
- (5) 電気料総額 当該年度内において支払期限日を有する電気料の合計額をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、商店街等が支払った当該年度の7月分の電気料（7月1日を含む月分の電気料をいう。）に12を乗じて得た額に100分の25を乗じて得た額又は電気料総額に100分の25を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内とする。

2 前項の規定により算定した額に千円未満の端数があったときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、次の各号に掲げるすべての要件に該当していなければならない。

- (1) 電気料総額に滞納がないこと。
- (2) 深夜及び夜間において、残置灯として防犯及び交通安全に効果があると認められる数の街路灯が点灯されていること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする街路灯の電気料について、本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、補助金を受けようとする年度の9月末までに商店街等街路灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の7月分の電気料の支払いを証する書類の写し
 - (2) 街路灯の設置箇所及び灯数がわかる図面
 - (3) 残置灯の位置及び灯数がわかる図面
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは商店街等に対し商店街等街路灯電気料補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定にあたり、条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 商店街等は、電気料総額を完納したときは商店街等街路灯電気料補助金実績報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 電気料総額の完納を証する書類の写し
 - (2) 残置灯の実績写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、商店街等に対し商店街等街路灯電気料補助金交付確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条に規定する通知を受けた商店街等は、速やかに請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求の内容を相当と認めるときは、速やかに商店街等に対し補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた商店街等が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する交付の要件を欠くことになったとき。
- (2) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為により、補助金を受けようとし、又は受けたとき。
- (4) その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受けた商店街等に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは

一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた商店街等は、当該補助金の交付に係る関係書類を補助金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(制度の見直し)

第12条 市長は、この要綱の施行日以後において、各条項が他の法令、社会経済情勢等と比較して整合性がとれているか検討した結果、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

(住所)
(商店街名)
(代表者名)

商店街等街路灯電気料補助金交付申請書

防府市商店街等街路灯電気料補助金交付要綱第3条第1項に規定する補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

円 (7月分電気料) × 12箇月 × 25 / 100

7月分電気料算定表

電気料の内訳	電気料
①7月分電気料	円
②商店街等以外の団体等	円
③商店街等負担額 (①-②)	円

2 事業の内容

- (1) 街路灯数 基(灯) (年 月 日現在)
(2) 残置灯数 基(灯) (年 月 日現在)

3 添付書類

- (1) 当該年度の7月分電気料の支払を証する書類の写し
- (2) 街路灯の設置箇所及び灯数がわかる図面
- (3) 残置灯の位置及び灯数がわかる図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(第2号様式)

指令防商 第 号
年 月 日

様

防府市長

㊟

商店街等街路灯電気料補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった防府市商店街等街路灯電気料補助金
交付要綱第3条第1項に規定する補助金の交付について、下記のとおり交付を
決定したので、同要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

(住所)

(商店街名)

(代表者名)

商店街等街路灯電気料補助金実績報告書

年 月 日付け、指令防商第 号で交付決定通知のあった商店街等街路灯電気料補助金について、防府市商店街等街路灯電気料補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 電気料総額の内訳

支払期限日	残置灯数	電気料支払者		電気料総額 ①+②
		①商店街	②商店街以外の団体等	
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
年 月 日	灯	円	円	円
計		円	円	円

2 添付書類

- (1) 電気料総額の完納を証する書類の写し
- (2) 残置灯の実績写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(第4号様式)

防 商 第 号
年 月 日

様

防府市長

㊟

商店街等街路灯電気料補助金交付確定通知書

年 月 日付け、指令防商第 号で交付決定した防府市商店街等街路灯電気料補助金について、防府市商店街等街路灯電気料補助金交付要綱第7条の規定により提出された実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、同要綱第8条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

交付確定額 (①又は②のいずれか低い額)		円	
補助金	金額	算定根拠	
①交付決定額	円	円×12×25/100	
②電気料総額による算定額	円	円×25/100	

(第5号様式)

請 求 書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内訳 防府市商店街等街路灯電気料補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏名

債権者コード					
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協				
	支店・支所・出張所				
口座番号種別					普通・当座
口座名義 かかけで記入					